

伊丹市病院事業基金条例の制定について

伊丹市病院事業基金条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 1 9 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

市立伊丹病院における医療職員の確保及び資質の向上，施設設備の整備並びに伊丹市病院事業のために起こした地方債の償還に要する費用に充てるため。

伊丹市病院事業基金条例（令和3年伊丹市条例第 号）

（設置）

第1条 市立伊丹病院における医療職員の確保及び資質の向上，施設設備の整備並びに伊丹市病院事業のために起こした地方債の償還に要する費用に充てるため，伊丹市病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める額とする。

2 指定寄付金及びこれに準ずる収入は，予算に計上して基金として積み立てなければならない。

（管理）

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実にかつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第4条 伊丹市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は，財政上必要があると認める場合は，前条の規定にかかわらず，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は，予算の定めるところにより，第1条の目的のために必要な経費に充てるものとする。

（積立金の処分）

第6条 基金を，第1条の目的のために使用する場合は，必要に応じ，管理者において処分することができる。ただし，予算措置のうえ使用しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市立伊丹病院医学振興基金の設置，管理および処分に関する条例の廃止）

2 市立伊丹病院医学振興基金の設置，管理および処分に関する条例（昭和60年伊丹市条例第34号）は，廃止する。